

# 所得税の確定申告

【所得税の問合せ 岡崎税務署 ☎58-6511】



**3月15日(月)までに  
確定申告を  
お忘れなく!** \*国税の納期限は  
申告期限と同じ日です。

所得税 2月16日(火)～3月15日(月)まで  
贈与税 2月1日(日)～3月15日(月)まで  
遺産相続税 1月1日(金)～3月31日(水)まで

国税の納期限は申告期限と同じ日です。

e-Taxならこんないいこと。

- 1 国税庁ホームページから電子申告
- 2 最高5,000円の税額控除
- 3 添付書類の提出省略
- 4 還付金がスピーディー

使って実感!  
e-Tax ネットで申告

www.nta.go.jp 確定申告 検索

e-Taxの利用には、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

## 確定申告作成会場

- とき** 2月16日(火)～3月15日(月) \*土・日曜日は除きます。  
ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は行います。
- ところ** 岡崎税務署 岡崎合同庁舎 岡崎市羽根町北乾地50-1
- 時間** 午前9時～午後5時 \*ただし、会場の混雑状況により  
案内を早めに終了する場合があります。
- 問合せ** 岡崎税務署 ☎58-6511  
\* 税務署では、電話受付を自動音声により案内して  
おります。所得税、消費税の確定申告ならびに贈与税の申  
告に関するご相談の場合は「0」を選択してください。

確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金を自分で正しく計算し、納税する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらおう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を営む人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

## e-Taxで簡単に 確定申告をしよう

### 国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、自宅から電子申告することができます。(プリンタを使って印刷したものを税務署に提出することもできます)。

e-Taxで所得税の確定申告を行うと次のような利点があります。

### ① 最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付けて行うと、最高5,000円の税額控除が受けられます。

\*ただし、平成20年分以前の確定申告で控除の適用を受けた人は受けられません。

### ② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略できます(ただし、確定申告期間から3年間、書類の提出を求められることがあります)。

### ③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告書は早期処理されます(3週間程度に短縮)。

### ④ 24時間受付

所得税の確定申告期間には、24時間e-Taxの利用が可能です。

なお、e-Taxを利用する場合は、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)・ICカードリーダーなどの購入などの事前手続きが必要です。

詳しくは、e-Taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

# 所得税の確定申告

## 【所得税の確定申告が必要な人】

### ◆事業所得や不動産所得がある場合

・各種所得の金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除などの各種控除の合計額より多い人

### ◆給与所得がある場合

・給与の収入が2千万円を超える人  
・給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人  
・2力以上の勤務先から給与を受けている人

○上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの適用を受けようとする場合は、右記に当てはまらない場合であっても確定申告が必要です。

## 【所得税の確定申告をする人と税金が戻る人】

給与所得者や年金収入の人で、確定申告の必要がない人でも、次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をすると源泉徴収された税金が還付される場合があります。

①住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築購入、または増改築した人

②医療費の支払いが多額な人

③災害や盗難に遭った人

④年の途中で退職し、再就職してないために年末調整を受けていない人

⑤年末調整で控除の手続きを忘れた人

## 【確定申告に必要なもの】

■確定申告書(郵送された人のみ)、收支内訳書(事業所得や不動産所得などのある場合)

\*平成21年分の確定申告用紙については、2月上旬に送付予定です。

■帳簿など、収入金額や必要経費の内訳のわかるもの

■源泉徴収票の原本(給与や年金のある場合)

■生命保険料、地震保険料控除などを受ける人は  
払込証明書

■支払った医療費の領収書(医療費控除を受ける場合)

■印鑑(朱肉で押すもの)

○右記以外の書類などが必要となる場合があります。書類が不足していると申告できない場合がありますので、詳細は岡崎税務署(☎58-6511)へお尋ねください。

## 税理士による無料税務相談所

所得税および消費税・地方消費税の申告で分からないときは、税理士による無料税務相談所をご利用ください。

なお、譲渡・山林所得、贈与税、消費税の新規課税事業者のうち申告書の作成に長時間を要する人、青色申告特別控除65万円を受けようとする人のうち決算書の作成に長時間を要する人などは、当相談所では相談できませんので、税務署の確定申告会場をご利用ください。

とき 2月16日(火)～23日(火)

\*土・日曜日は除きます。

ところ 幸田町商工会

時間 午前9時30分～午後4時

\*正午から午後1時までには休憩

協力 東海税理士会岡崎支部

## 振替納税利用のお願い

所得税や消費税(個人事業者)の納税方法に振替納税の制度があります。これは金融機関の預貯金口座から自動引き落としができる制度です。この制度を利用されますと、納税のための手続きが少なくなり、うっかり納税を忘れて余分な延滞税を支払うことがなくなります。便利で安全な口座振替をぜひご利用ください。

# 平成22年度町県民税の 申告が始まります

町県民税の問合せ 税務課町民税G（内線161・162）

※平成22年度町県民税の申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)（土・日曜日を除く）※

## ●町県民税の申告

平成22年1月1日現在、町内に住所を有する人で、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告が必要です。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与所得者で、給与以外にも所得があった人、または2力所以上から給与を受けた人
- ② 給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が幸田町に提出されなかった人
- ③ 昨年中に退職し、再就職していない人
- ④ 公的年金などの受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受けようとする人
- ⑤ 医療費控除を受けようとする人
- ⑥ 土地・建物を買った人で、確定申告の提出義務がない人

○昨年中に所得がなかった人でも、所得証明などが必要な人や国民健康保険に加入している人は申告が必要です。  
○町県民税申告の必要書類は、所得税の確定申告と同じです。（確定申告に必要なもの参照）

申告期限間近になると大変混雑しますので、できるだけ早めに申告を済ませてください。申告書の書き方で分からない点があれば税務課町民税グループへお気軽にお尋ねください。

なお、町県民税の申告をしていたたかないと、町県民税の課税だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などの正確な判定ができませんので、忘れずに申告してください。

## 町県民税の申告受付

とき 2月16日(火)～3月15日(月)

午前9時～正午 午後1時～4時

（土・日曜日を除く）

ところ 役場4階ホール

## 町県民税の申告用紙は 2月上旬に郵送します

昨年、町県民税の申告をした人で申告が必要と思われる人には、2月上旬に申告用紙を郵送します。申告用紙が届かない人および新たに申告をする人は、受付会場にお越しください。

## 確定申告の 受付について

役場会場でも所得税の確定申告を受け付けますが、対象となるのは給与、雑（年金、その他）、配当、一時所得に関する申告のみです。ただし、住宅借入金等特別控除、雑損控除のある場合は受け付けできません。

なお、営業・農業などの事業所得、不動産所得、土地や株式などの譲渡所得などがある場合は受け付けできませんので、直接岡崎税務署で申告してください。



## 住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の本人申告は不要となります

所得税の住宅借入金等特別控除について、平成21年から平成25年末までに入居した人が新たに対象者となりました。その内、所得税から控除しきれなかった分がある人につきましては、町県民税からも控除することができます。なお、適用を受けるための「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。

また、平成11年から平成18年末までに入居した人で、所得税から控除しきれなかった分がある人についても、平成21年度までは市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出していただいていたいましたが、平成22年度から原則として申告書の提出は不要となりました。

ただし、確定申告または年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の申告をしていたく必要があります。必要書類などにつきましては、税務署または事業所にお問い合わせください。

### 対象者

平成11年から平成18年末まで、または平成21年から平成25年末までに入居した人で、その年分の年末調整・確定申告により所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、かつ、所得税から控除しきれない額がある人。

問合せ 税務課町民税G（内線161）

## 平成21年分の保険料（税）の納付済額の『お知らせ』はがきの送付について

平成21年1月から12月までに納付された、国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付済額をお知らせするはがきを平成22年1月中旬に送付しました。このはがきに記載された納付済額は、所得税の確定申告または町民税・県民税の申告をする場合に社会保険料控除として平成21年分所得より控除することができます。

また、今回から国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料の特別徴収分の納付済額もあわせて記載してあります。この特別徴収分は、日本年金機構などから送付される『公的年金等の源泉徴収票』の社会保険料の内訳です。確定申告などの際は、重複して控除しないように注意して申告を行ってください。

なお、詳細につきましては、左記へお問い合わせください。

### 問合せ

#### 国民健康保険税

住民課国保年金G（内線134）

税務課収納G（内線165）

#### 介護保険料

福祉課介護保険G（内線155）

#### 後期高齢者医療保険料

住民課医療G（内線137）

#### 確定申告または町民税・県民税の申告

税務課町民税G（内線161）

## 町県民税の減免制度をご利用ください

左記の人につきましては、町県民税の減免制度が適用できる場合があります。詳細につきましては税務課までお問い合わせください。

### 減免の種類

#### 【災害減免】

震災、風水害、落雷、火災などにより大きな被害を受けた場合

※被害状況や納税者の所得金額などにより、減免率が変わります。

#### 【生活保護減免】

生活保護受給者で、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助のうちいずれかに該当する人

#### 【死亡減免】

死亡された人の前年中の所得が500万円以下で、世帯員全員（死亡した納税義務者は除く）の町民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合

#### 【所得減少減免】

負傷、疾病、倒産、解雇など自己の都合によらず収入が減少する人で、当該年分の見込まれる所得金額が前年の2分の1以下に減少されると見込まれる人

見込み額は9月1日現在で判断します。  
※前年の所得額などに制限があります。

### 問合せ

税務課町民税G（内線161）